

青森市手数料条例（平成十七年条例第八十二号）新旧対照表

改正後				改正前				改正内容
別表（第二条関係） 4 許可等手数料				別表（第二条関係） 4 許可等手数料				建築基準法第18条 改正により生じた 項ずれの解消
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	
一～三	(略)	(略)	(略)	一～三	(略)	(略)	(略)	
四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第二十項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査	建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料 一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万五千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 二万円 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万七千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万六千元 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 五万八千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 七万六千元 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十七万円 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十六万円 五万平方メートルを超えるときは 五十三万円		四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第十六項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査	建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料 一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万五千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 二万円 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万七千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万六千元 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 五万八千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 七万六千元 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十七万円 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十六万円 五万平方メートルを超えるときは 五十三万円		

改正後			改正前			改正内容
五	<p>建築基準法第七条第一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の完了検査の申請又は同法<u>第十八条第二十二項</u>（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>建築設備及び工作物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 昇降機その他の建築設備 一万九千円（小荷物専用昇降機については一万二千元） 建築基準法第八十八条第一項及び第二項に規定する完了検査 一万三千円</p>	五	<p>建築基準法第七条第一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の完了検査の申請又は同法<u>第十八条第十六項</u>（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>建築設備及び工作物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 昇降機その他の建築設備 一万九千円（小荷物専用昇降機については一万二千元） 建築基準法第八十八条第一項及び第二項に規定する完了検査 一万三千円</p>	<p>建築基準法第18条改正により生じた項ずれの解消</p>
六	<p>建築基準法第七条第一項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の完了検査の申請又は同法<u>第十八条第二十二項</u>の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万五千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 一万九千元 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万五千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万四千元 五百平方メートルを超え、千平方メ</p>	六	<p>建築基準法第七条第一項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の完了検査の申請又は同法<u>第十八条第十六項</u>の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万五千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 一万九千元 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万五千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万四千元 五百平方メートルを超え、千平方メ</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>一ト以内のときは 五万四千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 七万円 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十六万円 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十五万円 五万平方メートルを超えるときは 五十二万円</p>			<p>一ト以内のときは 五万四千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 七万円 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十六万円 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十五万円 五万平方メートルを超えるときは 五十二万円</p>	
七	<p>建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第二十八項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査</p>	<p>建築物に関する中間検査申請（中間通知）手数料</p> <p>一件につき 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万四千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 一万八千元 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万三千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万二千元 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 五万千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 六万六千元 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十四万円</p>	七	<p>建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第十九項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査</p>	<p>建築物に関する中間検査申請（中間通知）手数料</p> <p>一件につき 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 一万四千元 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 一万八千元 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 二万三千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 三万二千元 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 五万千元 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 六万六千元 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 十四万円</p>	<p>建築基準法第18条改正により生じた項ずれの解消</p>

改正後				改正前				改正内容
			一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十三万円 五万平方メートルを超えるときは 四十六万円				一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは 二十三万円 五万平方メートルを超えるときは 四十六万円	建築基準法第18条改正により生じた項ずれの解消
八	建築基準法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は同法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	一件につき 十二万円	八	建築基準法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は同法第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	一件につき 十二万円	
九～八十六	(略)	(略)		九～八十六	(略)	(略)		
備考 (略)				備考 (略)				